

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月25日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

給食洗浄室流し水栓不良修繕

2 履行場所

横浜市磯子区杉田5丁目13-1

横浜市立梅林小学校

3 契約日

令和7年4月11日

4 履行日又は履行期間

令和7年4月11日

5 契約金額

24,200円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区久保町4番12号

三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給食洗浄室において水道の蛇口を締めても湯がとまらず、校内で応急措置を行った
が出続けていた。早急に対応しなければ、給食室での業務に支障をきたす可能性が
高かったため、教育施設課と協議の上水栓修繕を行うこととなりました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立梅林小学校